

普通預金規定「新旧対照表」（改定日：2019年10月15日）（下線部分が改定事項）

| 現状  | 改定後   |
|---|---|
| 1. ~ 2. (省略)  | 1. ~ 2. (同左)  |
| 3. (振込金の受入れ)  | 3. (同左)   |
| (1) この預金口座には、為替による振込金を受入れます。 <u>なお、</u> 預金口座の状態などで、振込金を受入れしない場合があります。これにより生じた損害については、当行は責任を負いません。               | (1) この預金口座には、為替による振込金を受入れます。 <u>ただし、この預金口座が後記14. (2) ①から⑦、(3) ①、②本文もしくはAからEまたは③AからE、(4) の何れかに該当する場合、受入れをお断りすることができます。</u> また、預金口座の状態などで、振込金を受入れしない場合があります。これにより生じた損害については、当行は責任を負いません。  |
| (2) (省略)  | (2) (同左)  |
| 4. ~ 11. (省略)   | 4. ~ 11. (同左)   |
| 12. (反社会的勢力との取引謝絶)  | 12. (同左)  |
| この預金口座は、後記 <u>13.</u> (3) 各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、後記 <u>13.</u> (3) 各号の一にでも該当する場合には、当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。 | この預金口座は、後記 <u>14.</u> (3) 各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、後記 <u>14.</u> (3) 各号の一にでも該当する場合には、当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。   |
| (追加)  |   |
|   | <p><u>13. (取引等の制限)</u></p> <p>(1) <u>預金者が当行からの各種確認や資料の提出の依頼に正当な理由なく別途定める期日までに回答しない場合には、入金、払戻し等の預金取引の全部または一部を制限する場合があります。</u></p> <p>(2) <u>日本国籍を保有せず本邦に居住する預金者は、当行の求めに応じ適法な在留資格・在留期間を保持している旨を当行所定の方法により届け出るものとします。当該預金者が当行に届け出た在留期間が経過した場合、入金、払戻し等の預金取引の全部または一部を制限することができるものとします。</u></p> |

| 現状   | 改定後   |
|--|---|
|  | <p><u>(3) 前記（1）の各種確認や資料の提出の依頼に対する預金者の対応、具体的な取引の内容、預金者の説明内容、およびその他の事情を考慮して、当行がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触の恐れがあると判断した場合には、入金、払戻し等の預金取引の全部または一部を制限する場合があります。</u></p> <p><u>(4) 前記（1）から（3）に定める取引等の制限についても、預金者から合理的な説明がなされたこと等により、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等へのおそれが解消されたと当行が判断した場合、当該の取引等の制限を解除します。</u></p> |
| <u>1 3. (解約等)</u>  | <u>1 4. (同左)</u>  |
| (1) (省略)   | (1) (同左)  |
| (2) 次の①から③の一にでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名もしくは名称、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。 | (2) 次の①から⑦の一にでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名もしくは名称、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。なお、この解約によって当行に損害が生じたときは、その損害額を支払うものとします。  |
| ①～② (省略)   | ①～② (同左)  |
| ③ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合  | <p>③ この預金が<u>本邦または外国の法令・規制</u>や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合</p> <p><u>④ 預金者が口座開設申込時に申告した利用目的どおりにこの預金口座を利用しなかつた場合、または口座開設後一定期間にこの預金口座を利用せず、当行が預金者の届出住所または届出電話番号に連絡しても不能である場合</u></p>  |
|  |   |

| 現状  | 改定後  |
|---|--|
|   | <u>(追加)</u>  |
|   | <u>⑤ 法令で定める本人確認等における確認事項、および前記13.の(1)で定める当行からの通知等による各種確認や提出された資料に偽りがある場合</u>                                 |
|   | <u>⑥ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると当行が認め、マネー・ローンダリング等防止の観点で当行が預金口座解約が必要とした場合</u> |
|   | <u>⑦ 前記①から⑥の疑いもあるにもかかわらず、正当な理由なく当行からの確認に応じない場合</u>   |
| (3)～(5) (省略)  | (3)～(5) (同左)   |
| <u>14.</u> (通知等)  | <u>15.</u> (同左)  |
| (省略)  | (同左)   |
| <u>15.</u> (保険事故発生時における預金者からの相殺)  | <u>16.</u> (同左)  |
| (省略)  | (同左)   |
| <u>16.</u> (休眠預金等活用法に係る異動事由)  | <u>17.</u> (同左)  |
| (省略)  | (同左)   |
| <u>17.</u> (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)  | <u>18.</u> (同左)  |
| (省略)  | (同左)   |
| <u>18.</u> (休眠預金等代替金に関する取扱い)  | <u>19.</u> (同左)  |
| (省略)  | (同左)   |
| <u>19.</u> (通知方法)   | <u>20.</u> (同左)  |
| この預金について、前記第 <u>17</u> 条の最終異動日等から9年以上経過した場合、お届けいただいた住所または電子メールアドレス宛てに、ご連絡させていただきます。 | この預金について、前記第 <u>18</u> 条の最終異動日等から9年以上経過した場合、お届けいただいた住所または電子メールアドレス宛てに、ご連絡させていただきます。                          |
| <u>20.</u> (キャッシュサービスの利用)   | <u>21.</u> (同左)  |
| (省略)  | (同左)   |
| <u>21.</u> (規定の変更等)   | <u>22.</u> (同左)  |
| (省略)  | (同左)   |